

島根県と国立大学法人島根大学との連携に関する覚書

島根県と国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）は、双方が有する人的・物的資源を活用し、個性豊かな地域社会の形成及び地域の課題の解決を図り、地域の振興に貢献することを目的として、この覚書を締結する。

（連絡協議会の設置）

第1 島根県（県教育委員会を含む。）と島根大学との一層の連携を推進するために、連携推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2 連絡協議会は、「健康・福祉」、「教育・文化」、「自然・環境」及び「産業・科学技術」の各分野の連携推進を図るため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 各分野における事業の策定に関すること。
- 二 事業の策定に必要な情報交換及び連絡調整に関すること。
- 三 その他連携推進の目的達成に必要な事業に関すること。

（組織）

第3 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 島根県

政策企画局長
総務部長
地域振興部長
環境生活部長
健康福祉部長
農林水産部長
商工労働部長
土木部長
企業局長
教育長

二 島根大学

企画戦略担当副学長
教育担当副学長
学生支援担当副学長
学術研究担当副学長
社会・国際担当副学長
常勤監事
事務局長

(会議)

第4 連絡協議会は、定期に開催することとし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 連絡協議会に議長及び副議長を置き、委員の互選により選任する。

3 議長は、連絡協議会の会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員会)

第5 連絡協議会に、地域振興のための具体的な事業プラン等を調査・検討するために、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6 連絡協議会の事務は、島根県及び島根大学の事務担当課において処理する。

(効力の発生)

第7 この覚書は、締結の日から効力を発するものとする。

(その他)

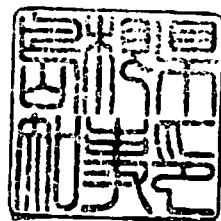
第8 この覚書に定めのない事項については、島根県と島根大学が協議の上、決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、島根県及び島根大学が各1通を保有するものとする。

平成16年11月8日

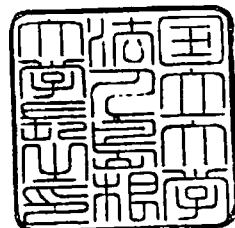
島 根 県 知 事

澄田信義



国立大学法人島根大学長

本 田 雄 一



島根県と国立大学法人島根大学とは、双方の間で、平成１６年１１月８日に締結した覚書（以下「覚書」という。）の全部を次のように変更する。

この変更は、令和６年３月２９日から効力を生ずるものとし、この変更を証するため、本書２通を作成し、双方が各１通を保有するものとする。

島根県と国立大学法人島根大学との連携に関する覚書

島根県と国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）は、双方が有する人的・物的資源を活用し、個性豊かな地域社会の形成及び地域の課題の解決を図り、地域の振興に貢献することを目的として、この覚書を締結する。

（連絡協議会の設置）

第１ 島根県（島根県教育委員会を含む。）と島根大学との一層の連携を推進するために、連携推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第２ 連絡協議会は、「健康・福祉」、「教育・文化」、「自然・環境」及び「産業・科学技術」の各分野の連携推進を図るため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 各分野における事業の策定に関すること。
- (2) 事業の策定に必要な情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他連携推進の目的達成に必要な事業に関すること。

（組織）

第３ 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 島根県
 - 局長
 - 部長
 - 理事
 - 副教育長
 - その他政策企画局長が別に指定する部局長級の職員
- (2) 島根大学
 - 常勤理事
 - 副学長
 - 常勤監事

（会議）

第４ 連絡協議会は、定期に開催することとし、必要に応じて随時に開催することができる。

２ 連絡協議会に議長及び副議長を置き、委員の互選により選任する。

３ 議長は、連絡協議会の会務を総理する。

４ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員会）

第５ 連絡協議会に、地域振興のための具体的な事業プラン等を調査・検討するために、専門委員会を置くことができる。

２ 専門委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

（事務）

第６ 連絡協議会の事務は、島根県及び島根大学の事務担当課において処理する。

（効力の発生）

第７ この覚書は、締結の日から効力を発するものとする。

（その他）

第８ この覚書に定めのない事項については、島根県と島根大学が協議の上、決定するものとする。

２ この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、島根県及び島根大学が各１通を保有するものとする。

令和６年３月２９日

島根県知事 丸山達也

国立大学法人島根大学長 服部泰直

